

認定単位（用途若しくは建築物全体の認定又は住戸認定）により手数料が異なります。

認定単位及び手数料については、以下の表になります。

認定単位により「手数料額 表1～表3」を組み合わせることで認定申請手数料を積算する。

認定単位	適用	知事が定める機関 【平成28年愛知県告示第156号】
一戸建ての住宅・長屋	表1	登録住宅性能評価機関
共同住宅の住戸認定	表1	登録住宅性能評価機関
共同住宅の住棟認定	表1+表2	登録住宅性能評価機関
住宅と非住宅の複合建築物	表1+表2+表3	住宅部分にあつては登録住宅性能評価機関、 非住宅部分にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関
非住宅建築物	表3	登録建築物エネルギー消費性能判定機関

### 手数料額

表1 住宅又は住戸の部分

戸数区分	新規（円）			変更（円）		
	知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	住宅性能評価 書の交付を受 けた場合	愛知県へ直接 申請する場合	知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	住宅性能評価 書の交付を受 けた場合	愛知県へ直接 申請する場合
一戸建ての住宅	5,200	5,200	37,100	3,200	3,200	19,200
共同住宅等	1戸	5,200	5,200	3,200	3,200	19,200
	2戸～5戸	10,300	10,300	74,900	6,200	38,500
	6戸～10戸	17,500	17,500	105,400	10,500	54,500
	11戸～25戸	29,100	29,100	148,300	17,500	77,100
	26戸～50戸	48,800	48,800	213,000	29,300	111,400
	51戸～100戸	87,300	87,300	305,200	52,400	161,300
	101戸～200戸	138,100	138,100	413,500	82,900	220,600
	201戸～300戸	174,400	174,400	542,100	104,700	288,500
301戸～	186,100	186,100	636,500	111,700	336,900	

表2 共同住宅の共用部分

戸数区分	新規（円）			変更（円）		
	知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	住宅性能評価 書の交付を受 けた場合	愛知県へ直接 申請する場合	知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	住宅性能評価 書の交付を受 けた場合	愛知県へ直接 申請する場合
～300㎡	10,300	10,300	118,500	6,200	6,200	60,300
300㎡超～2,000㎡	29,100	29,100	195,500	17,500	17,500	100,700
2,000㎡超～5,000㎡	87,300	87,300	304,500	52,400	52,400	161,000
5,000㎡超～10,000㎡	138,100	138,100	390,900	82,900	82,900	209,300
10,000㎡超～25,000㎡	174,400	174,400	467,200	104,700	104,700	251,100
25,000㎡超	218,000	218,000	544,200	130,800	130,800	293,900

表3 非住宅建築物

戸数区分	新規（円）			変更（円）		
	知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	愛知県へ直接申請する場合		知事が定める 機関の事前審 査を経る場合	愛知県へ直接申請する場合	
		モデル建物法 によるもの	標準入力法に よる場合		モデル建物法 によるもの	標準入力法に よる場合
～300㎡	10,300	95,000	261,600	6,200	48,600	131,900
300㎡超～2,000㎡	29,100	159,300	417,100	17,500	82,600	211,500
2,000㎡超～5,000㎡	87,300	257,900	593,600	52,400	137,700	305,600
5,000㎡超～10,000㎡	138,100	336,800	728,000	82,900	182,300	377,800
10,000㎡超～25,000㎡	174,400	404,700	858,100	104,700	219,900	446,500
25,000㎡超	218,000	474,800	979,400	130,800	259,300	511,500